

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）と連携した地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の実施

地域の安定的な雇用機会の増大を図るため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）と連携し、地方公共団体に寄附した事業主が、寄附先で事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者を雇い入れた場合、対象労働者の増加数及び設置・整備費用に応じて一定額を助成します。

支援措置の内容

(1) 対象事業主

認定地方公共団体が作成した認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地域における安定的な雇用機会の増大を図る事業に限る。以下同じ。）に関連する寄附をし、当該事業が実施される地方公共団体（※）の区域内に事業所を設置・整備の上、地域求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主。

※都市部（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府）を除く。

(2) 助成期間

3年間（1年ごとに3回）※2年目以降は雇用者数の維持等の要件あり。

(3) 助成内容

対象労働者の増加数（3名以上）と設置・設備費用に応じて下記の額を助成。ただし、1事業所あたり1回のみ助成となります。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数(人)			
	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

※初回支給時、中小企業事業主は助成額の1/2の額を、上乗せして支給

※助成にあたっては、上記のほか各種要件があります。

詳細は、対象事業主から、各道府県労働局・最寄りのハローワークにお問い合わせいただくことになります。

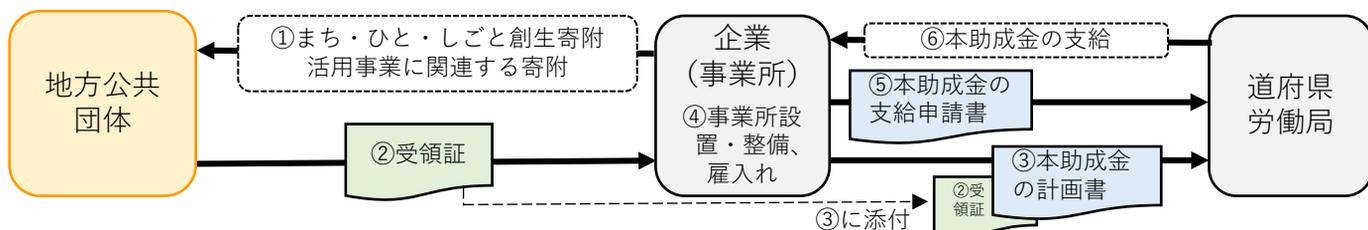
支援措置に必要な手続き

- 助成を受けようとする事業主は、本助成金の計画書にまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る**受領証を添付**し、管轄の道府県労働局に提出することが必要です。

※本助成金の計画書は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業実施期間内（事業の最終年度については出納整理期間後1月以内）に各道府県労働局に提出する必要があります。

- このため、**当該事業に寄附した事業主に対しては、以下を記載した受領証を発行してください。**

- ① 事業名
- ② 寄附年月日
- ③ 寄附金額
- ④ 地域雇用開発助成金の対象となる事業に対する寄附として受領したものであること



※本支援措置を活用するためには、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る地域再生計画の申請の際に、その旨を記載する必要があります。詳細は、地域再生計画申請マニュアル等をご参照ください。